

内閣参質一六四第二六号

平成十八年二月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員小池晃君提出介護報酬の改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員小池晃君提出介護報酬の改定に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

厚生労働省においては、これまでの介護報酬の改定に当たって、社会保障審議会（以下「社保審」という。）における議論を公開するとともに、その答申を受けた後、関係する省令、告示及び通知等（以下「関係省令等」という。）の公布及び発出を速やかに行い、その周知を図ること等により、介護報酬の改定の円滑な実施に努めてきたところである。

平成十八年度の介護報酬の改定に当たっても、昨年九月五日以降の社保審における介護報酬に係る議論を資料も含めて公開するとともに、その議論の内容については、厚生労働省のホームページ及び昨年十月三十一日に開催した全国都道府県課長会議等により、情報提供を行ってきたところである。また、本年一月二十六日に社保審の答申を受けた後、本年二月一日から、当該答申に係る介護報酬改定の骨子案について国民からの意見を募集したところである。

さらに、本年二月に全国八か所で開催したブロック会議においては、その時点における関係省令等の検討中の案を示したところである。本年三月上旬以降できるだけ早く関係省令等の公布及び発出を行う予定

であり、介護報酬の改定の円滑な実施に努めてまいりたい。